

障害者支援施設 いこいの村・栗の木寮 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会が設置する障害者支援施設いこいの村・栗の木寮（以下、「事業所」という。）が行う生活介護・就労継続支援B型・施設入所支援・短期入所の適切な運営を確保するために必要な人員及び管理・運営に関する事項を定め、障害福祉サービスの円滑な運営管理を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 事業所は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。
- 5 前4項のほか、「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 障害者支援施設 いこいの村・栗の木寮
- (2) 所在地 京都府綾部市十倉名畑町久瀬谷2番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) サービス管理責任者 3名
サービス管理責任者は、事業所ごとに障害福祉サービスの提供にかかるサービス管理を行うものとする。
- (3) 医師 3名（嘱託3名）
医師は、利用者及び職員に対し、定期的及び緊急時の診療及び健康管理を行う。
- (4) 看護職員 1名以上
看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに利用者、職員の保健衛生管理に従事する。
- (5) 生活支援員 30名以上
生活支援員は、利用者の生活指導及び生活訓練に関する業務に従事する。

- (6) 職業指導員 1名以上
職業指導員は、利用者の就労に必要な支援に関する業務に従事する。
- (7) 事務長 1名
事務長は、庶務及び会計事務を統括し、所属職員を指揮監督する。
- (8) 事務職員 1名以上
事務職員は、庶務及び会計に関する業務に従事する。
- (9) 管理栄養士 1名以上
管理栄養士は、献立作成、栄養量計算及び給食記録並びに調理員が行う給食業務全般の支援に従事する。栄養士は管理栄養士の補助的な業務に従事する。
- (10) 調理員 1名以上
調理員は、調理に従事する。

(日中活動系サービスの営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前9時から午後4時までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の定員は次のとおりとする。

定員 50人(生活介護40人、就労継続支援B型10人、施設入所支援34人、
短期入所2人、短期入所空床利用型)

(障害福祉サービスを提供する主たる障害者)

第7条 事業所において障害福祉サービスを提供する主たる対象者は、聴覚障害者・**身体**
障害者・**精神**障害者とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、綾部市内とする。ただし、聴覚言語障害者および難聴
者の場合、通常の実施地域を超えて事業を実施する。

(障害福祉サービスの内容)

第9条 障害福祉サービスの内容は以下のとおりとする。

(1) 生活介護

- 一 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
(食事は希望者に限る。昼食550円)
- 二 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供
- 三 前2号を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- 四 レクリエーション・学習・自治活動の提供
- 五 その他利用者の支援に関すること。

(2) 就労継続支援B型

- 一 事業所における就労の機会及び生産活動の機会の提供に関する支援
- 二 前項に基づき、知識・能力が高まった利用者に対する就労への移行に向けた支援
- 三 職場実習や求職活動など、事業所以外の場所での施設外支援
- 四 その他利用者の支援に関すること

(3) 施設入所支援

- 一 安心して生活できる環境の提供
- 二 必要な介護・医療的サービスの提供

三 余暇

四 その他利用者が必要とするサービス

(4) 短期入所

一 安心して生活できる環境の提供

二 必要な介護・医療的サービスの提供

三 その他利用者が必要とするサービス

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 障害福祉サービスを提供した際には、利用者から当該障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない障害福祉サービスを提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費（訓練等給付費）の額に90分の100を乗じて得た額の支払を受けるものとする。

3 施設は第1項に定めた利用者から受領する額を減額することができるものとする。

4 次に定める費用については、利用者から費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用（各食ごと）朝360円、昼550円、夕537円

(2) 水熱光費に要する費用(日額) 378円

(3) その他

5 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明を行い、支払の同意を得なければならない。

(障害福祉サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 障害福祉サービスの提供を受けるに当たっては、利用者は生活のルールを守り、適正な設備使用に努めるものとする。

(緊急時における対応方法)

第12条 従業者は、障害福祉サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかにあらかじめ定めた協力医療機関へ連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情解決)

第13条 事業所は、その提供した障害福祉サービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業所は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 事業所は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの

苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 事業所は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 事業所は、都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。
- 7 事業所は、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

（虐待・身体拘束等の防止に関する事項）

第14条 事業所は、利用者の人権を擁護するため、虐待・身体拘束等の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- （1）虐待防止・身体拘束等に関する委員会の設置。責任者の選定及び設置
- （2）成年後見制度の利用支援
- （3）苦情解決体制の整備
- （4）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
（非常災害対策）

第15条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（その他運営についての留意点）

第16条 事業所は、適切な障害福祉サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、資質向上をはかるために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- （1）採用時研修 採用後1ヶ月以内
- （2）継続研修 年2回以上

2 事業所は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 事業所は、他の事業所等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかななければならない。

（委任）

第17条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この運営規程は、2008年（平成20年）7月1日から施行する。

この運営規定は、2009年（平成21年）4月1日から改正施行する。

この運営規定は、2009年（平成21年）12月1日から改正施行する。

この運営規定は、2010年（平成22年）4月1日から改正施行する。

この運営規定は、2011年（平成23年）4月1日から改正施行する。
この運営規定は、2011年（平成23年）7月1日から改正施行する。
この運営規定は、2013年（平成25年）4月1日から改正施行する。
この運営規定は、2014年（平成26年）1月1日から改正施行する。
この運営規定は、2014年（平成26年）4月1日から改正施行する。
この運営規定は、2015年（平成27年）4月1日から改正施行する。
この運営規定は、2016年（平成28年）4月1日から改正施行する。
この運営規定は、2016年（平成28年）7月1日から改正施行する。
この運営規定は、2017年（平成29年）12月1日から改正施行する。
この運営規定は、2018年（平成30年）4月16日から改正施行する。
この運営規定は、2021年（令和3年）4月1日から改正施行する。
この運営規程は、2023年（令和5年）4月1日から改訂施行する。
この運営規定は、2024年（令和6年）4月1日から改正施行する。